

参考様式 **不動産目録** 固定資産税納税通知書や登記事項証明書を参考に記入してみましょう。

住所 (住居表示)			
敷地の地番			
家屋の地番	家屋番号		
登記上の所有者 (登記簿の甲区記載)			
権利関係 (登記簿の乙区記載)			
亡くなった後の 不動産の希望	<input type="checkbox"/> 引き継ぐ(誰に: <input type="checkbox"/> 寄贈(誰に:	)	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> その他( )

※上表は物件ごとに作成しましょう。

## 相談先一覧

### 総合的なご相談

**埼玉県行政書士会**  
個別対応(要予約)  
TEL. 048-833-0900



**埼玉司法書士会  
(総合相談センター)**  
面談相談(予約制、無料)  
TEL. 048-838-7472



**埼玉弁護士会**  
面談相談(予約制、有料)  
TEL. 048-710-5666



### 特に「敷地境界」に関するご相談

**埼玉土地家屋調査士会** TEL. 048-862-3173



### 登記事項証明書など

**さいたま地方法務局** TEL. 048-851-1000

※法務局ホームページ掲載の公証役場では「公正証書遺言」の相談ができます。



### 住宅、空き家に関する全般的なご相談

**埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」**  
TEL. 048-658-3017



その他、空き家でお困りの方は  
各市町村空き家担当へ



**(公財)日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部**  
TEL. 048-615-3838



## 家の終活ガイド

もしものときに慌てないため、大切な人に迷惑をかけないためにできること。



あなたにもできます! /

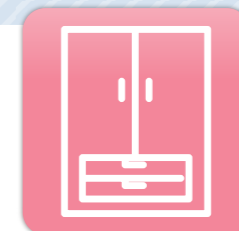
## 家の終活4つのキーワード



不動産情報の整理



家の撮影



家財の整理



遺言書の作成

くわしくは中面をご覧ください

※当リーフレットは、川口市「家の終活を考えてみましょう」をもとに作成しています。

## 埼玉県空き家対策連絡会議

事務局：埼玉県 都市整備部 建築安全課

埼玉県のマスコット  
「さいたまっちゃん」「コバトン」



人生の最後を自分らしく迎えるために“終活”をする人が増えています。

人生を共に過ごした“家の終活”で  
家とのお別れについて一緒に考えてみませんか？

# 家の終活 4つのキーワード

あなたにもできます！



持っている不動産の情報を  
家族間で共有できていない。



今後、空き家や空き地になっ  
てしまうかもしれない不動産がある。



↑  
不動産の  
困り事が  
増えています



## 不動産情報の整理

土地と建物の目録(リスト)を作ってみましょう

「固定資産税納税通知書」、土地と建物の「登記事項証明書」、購入したときの「契約関係書類」を参考に目録(リスト)を作りましょう！ ※裏表紙に参考様式あり



### ！ 契約関係書類はありますか？

押入れの奥に眠っていませんか？見つからない場合は、契約を仲介した不動産業者などに聞いてみましょう。売買時の資料にもなり、当該不動産の詳細が分かります。



## 登記の確認

土地と建物の登記事項証明書を取得しましょう

毎年5月頃に届く「固定資産税納税通知書」に記載の不動産について、法務局で「登記事項証明書」を取得しましょう。

### ！ 相続登記は済んでいますか？

- 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。令和6年4月1日より前に相続した物件も相続登記の申請義務化の対象となります。
- 親や配偶者から不動産を相続しても、登記上の所有者を変更していない場合には、相続登記をしましょう。
- 相続登記をしていないと、不動産が売却できないなど、デメリットが生じます。自分の代で登記を最新の状態にしましょう！

**相続登記とは** 不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の登記名義を被相続人(亡くなった方)から相続人へ名義変更を行うことです。

## 権利関係の整理

トラブルを未然に防ぐためにも大切です

土地や建物には、様々な権利がついていることがあります。関係者と調整するなど、事前に整理しておきましょう。

**抵当権** 残債を確認しましょう。完済していれば、債権者に連絡して抵当権を抹消してもらいましょう。

**借地権** 貸している場合、また借りている場合には、亡くなった後、建物や借地権をどうするかなどそれぞれの所有者と話し合いましょう。

**隣地との境界** 隣地住民にも確認し、境界を確定させましょう。

## 家の撮影

大切な思い出は写真に残しておきましょう

- 外観や部屋の中、柱の思い出のキズ、何でも写真に撮りましょう！
- 家を離れたとき、家がなくなったとき、その写真を見れば家族の思い出などの記憶もよみがえることでしょう。



## 家財の整理

遺される人たちへの負担にならないために

- 遺族にとって故人の物を処分することは、非常に大変です。
- 遺された家族のために、元気なうちに自分の家財を整理しましょう。



## 遺言書の作成

今後のことを家族に伝えておきましょう

- 遺された家族のために、家をどうしたいのか、誰に引き継がせたいのか、「遺言書」を作成することはとても大切です。
- 文字だけでは気持ちが伝わらず、相続のときの揉め事の原因になります。元気なうちに家族とよく話し合い、遺言書を作成しておきましょう！



### ！ 遺言書の作成は専門家に相談しましょう！

せっかくの遺言書も法的に有効なものでなければ意味がありません。司法書士等の専門家に相談し、作成しましょう。

令和2年7月より、『自筆証書遺言保管制度』開始！  
法務局で遺言書を預かってもらえる制度です。詳しくはお近くの法務局へお問合せください。

もしものときに慌てないため、大切な人に迷惑をかけないためにできること。

くわしくは裏表紙記載の各専門家にご相談ください